

17 孤独・孤立対策について

地方公共団体の責務とされている孤独・孤立対策に係る施策の策定及び実施に必要な財政支援を行うこと。

【背景理由等】

孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日から施行となり（令和5年5月31日成立、令和5年6月7日公布）、地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている（同法第4条）。

【具体的な提言事項】

（1）孤独・孤立対策に必要な財政支援

令和6年4月から施行された孤独・孤立対策推進法に基づき、都道府県が、地域における孤独・孤立対策の旗振り役として必要な施策推進や人材の確保を展開できるよう、国において地域の実情に応じた十分な財政支援を行うこと。